

親鸞・蓮如論

城山大賢

はじめに

人間・社会の眞実とは何かというよなことで、浅学、非才なるままに思考を重ねている。

仏法、真宗に対しても、眞実とは何かということでたずねていてる。

今、蓮如五〇〇年をめぐって、蓮如讚仰論が昂揚している。

親鸞には、經典をそのまま、仏説と信じる、時代的な制約の限界をみるもの、仏法の原理原則である無我、慈悲、をふまえて、厳しく自己と社会の虚偽不実を厭い、それ故にこそ、この虚偽不実の自己と社会を真たらしめようめうといつた、仏法領解をみる。

ところが、親鸞滅後、阿弥陀仏や、淨土に対する、いやわゆる信仰の形式は存続するものの、それのみが中心に

なり、肝心な、仏法の原理原則である、無我、慈悲をふまえて、厳しく自己と社会の虚偽不実を厭い、それ故にこそ、この虚偽不実の自己と社会を真たらしめようといつた、仏法領解は失われていった。

その中に、蓮如もある。

こういう、仏法の原理、原則の姿勢を失ったものは、もはや仏法とは言えない。

そういう観点に立って、親鸞・蓮如の仏法領解の違いを明確にすることをとうして、人間・社会の眞実とは何かといったことも展望したいと思う。

一、救済の二つの道

人は人生に苦しみ悩むとき、その救済を求める方向に二つあると考える。

一つには、「この苦しみ悩む自己」を、包み、支え、いや

してくれる、いわゆる、すがりはとしての神、仏等の絶対者を求めようとするもの。

もう一つは、そういう、すがりはとしての、神、仏等の絶対者を求めようとするのではなく、苦悩のまつただ中で、ひたすら、真理を求め、真実の生き方を求めようとするもの。

二、「真実開顕の道」としての仏教、淨土教

一般的に、概して宗教といわれるものは、上述、前者の方向に救済を求める人に對して答えるものと思える。

仏教、ことに淨土教も、多くそのようなものとして受け止められていると思う。

しかし、本来、淨土教はそのようなものであろうか？確かに、そのような、宗教的、信仰的形態はあるが、それは形態としてはそういうものであっても、本来、仏教は、釈迦がそうであったように、上述、後者の、真理を求め、真実の生き方を求めるところから発している故、

宗教というより、「真実開顕の道」と考へる上から、淨土教も、本来、形態は宗教的、信仰的形態を持つが、「真実の開顕の道」であると受け止めたい。

三、仏教の原理

仏教の原理は、釈迦の悟りにある。

釈迦の悟りは、縁起の法といわれ、万物の無限の時間と空間における、相依相関の諦認と、万物個々の絶対尊厳と平等の自覺といえよう。

それ故、仏教の原理は、万物個々の絶対尊嚴と平等不可侵（無我と慈悲）と考えられる。

四、仏教の救済論

いわゆる、生、老、病、死等苦悩からの救済とは、その救済を他にもとめず、只、その生、老、病、死のまつただ中で、万人の内面に、上述の、万物個々の絶対尊嚴と平等不可侵（無我と慈悲）に向かって生きていこうとする生き方が自覺的に確立されることと考える。

別な言い方では、菩提心（願作仏心、度衆生心）主体の確立ということである。

願作仏心とは、仏（無我、慈悲の自己表現完成者）になりたいと願う心であり、度衆生心とは、生きとし生けるものを救おうとする心であるが故に、他者をして、仏という自己実現を求める自覺主体を確立せしめたいとい

う心である。

言い換えれば、自我にとらわれてゐる、慈悲ならざる自己及び他者、さらには社会を厭いつつ、自覺的に、この自己、他者、社会のエゴイズムの迷妄から解放せんとする主体の確立とも言える。

この菩提心こそ仏法の命

この菩提心無くしてはもはや仏法たり得ぬ。

これは淨土教においてもしかり。

「淨土真宗聖典（注釈版）」二四六頁～一四七頁の親鸞著、顕淨土真実教行証文類にも「この故に、かの安樂淨土に生ぜんと願ずるものは、必ず無上菩提心を發する

なり。もし人、無上菩提心を發せずして、たどかの國土の受樂間なきを聞きて、樂のための故に生ぜんと願ぜん、またまさに往生を得ざるべきなり。」とある。

又、親鸞著、淨土和讃「淨土真宗聖典（注釈版）五七五頁」には、

「願力不思議の信心は、大菩提心なりければ、天地にみてる惡鬼神、みなことごとくおぞるなり」とある。

信心とは、單なる信仰ではなく、この菩提心、すなわち、自己、他者の無我、慈悲的自己実現を願う主体が成立する世界といえる。

五、仏教徒の生き方

上述の菩提心主体の生き方として、自己から家、一族、民族、國家、人類、思想、信条、結社、權力、身分、地位、能力等々にまで内在する、あらゆるエゴイズムへの慚愧とその解放への歩みということになろう。

六、親鸞までの淨土教の歴史

大乗經典の成立は、釈迦滅後およそ500年といわれている。

「原始仏教とは、一般に釈尊時代より部派に分裂するまでの仏教をさすが、この時代には、阿弥陀仏や極樂淨土の觀念、あるいはその淨土に往生するという思想は存在しなかつた」という藤田宏達氏の所論からして、阿弥陀仏物語の經典作者は、無名であるが、その物語は、經典作者の創作表現であると考へるのが妥當であると受け止めている。

とはいへ、阿弥陀仏、淨土建立物語は、單なる物語ではなく、その物語に、仏教の原理である、慈悲、無我が象徵的に表現されていると考へる。

それ故、淨土經典創作者の意図は、象徵的表現の、阿

弥陀仏物語の中から、仏教の原理、原則である、無我、慈悲の理念的真実を、つかみ取らそうとするものであると考える。

ところが、いつの頃からか、このもともと、象徴的創作表現であり、実在する実体ではなかった、この阿弥陀仏や淨土というものが、いつの間にか実在的、実体的に信仰されるようになったようである。

そして、淨土教が中国から日本へ渡ってきて、平安淨土教は、臨終に阿弥陀仏の来迎を待つ信仰が主流であったようだ。

その淨土教の中にも、空也、千觀、源信の信仰は、單なる來世信仰でなく、「この世では、完全に、本当に人を救済することが出来ないが故に、阿弥陀仏の淨土に生まれて、仏となつて、人を救済するに足る主体となつて、今度は、この世にかえつて来て人々を救済するのだ」という菩提心、つまり仏教の無我、慈悲の原理をふまえたものであったようだ。

そしてこの延長に、法然、親鸞の信仰がある。

ところが、法然の信仰には、「菩提心がない」と他宗の僧、明惠が、その著「摧邪輪」で批判したといわれるよう、法然には、阿弥陀仏への絶対信仰といった信仰面が、強く菩提心面が薄いようだ。

その明惠に対して、念佛の菩提心を明らかにしたのが親鸞の顯淨土真実教行証文類だという見解もあるように、親鸞の、菩提心信心を、まさしく上述の、「願力不思議の信心は、大菩提心なりければ、天地にみてる惡鬼神、みなことごとくおそるなり」の和讃等にみることができるものである。

七、親鸞の信心

「この三部經は釈迦如來の自説にてましますとしるべしとなり」「親鸞聖人御消息十通」のごとく、今でこそ、經典が釈迦滅後五〇〇年の無名の作者の創作であると分かっているが、親鸞在世当時、經典は釈迦の自説と信じられていた時代的な制約は否めない。

それ故、「如來大悲の恩徳は、身を粉にしても報すべし、云々」の恩徳讚にみられるように、如來の大悲を實在的、実感的に信仰する、信仰形態是有る。

が、しかし、单なる阿弥陀仏、來世信仰ではなく、上述の「願力不思議の信心は、大菩提心なりければ云々」の和讃に明らかであるように、仏法の命である、願作仏心、度衆生心の菩提心信心は明確である。

それは、「この世のならいで念佛をさまたげんひと

は、そのところの領家・地頭・名主のやうあることにて候はめ。とかく申すべきにあらず。念佛せんひとびとは、かのさまたげなさんひとをばあわれみをなし、不便におもうて、念佛をもねんごろに申して、さまたげなさんを、たすけさせたまふべしとこそ、ふるきひとは申され候ひしか。〔云々〕 〔親鸞聖人御消息二七通〕

等とあるように、どんなに権力者から弾圧を受けても、むしろその過てる権力者の救済を願い続けるといった姿勢にも伺える。

親鸞のそのような信心は、「仏の御名をもきき念佛を申して、ひさしくなりておはしまさん人々は、後世（この世とする異本がある）のあしきことをいとうしるし、この身のあしきことをばいといすてんとおぼしめずしるしも候うべしとこそおぼえ候へ」

〔親鸞聖人御消息第二通〕のごとく煩惱執着の自己を厭い、さらに、念佛を弾圧し、人間の尊厳と平等を侵害する権力支配、差別社会を厭い、変革解放せんとの、権力非妥協、相対化の信心でもあつた。

八、親鸞以降の信心

親鸞滅後、親鸞のこの菩提心、権力非妥協、相対化の

信心がきちんと伝わったとは言い難い。

唯円著といわれる「歎異抄」には、すでに、阿弥陀仏信仰、来世信仰が主となっていて、この菩提心、権力非妥協、相対化の信心はうかがえない。

又、真宗の教線拡張に、伝統仏教の圧力があるため、伝統仏教寄り、時の体制寄りになつていったといわれているが、じつはそのことが、もはやすでに、親鸞の信心の喪失といえる。

九、覚如の信心

覚如は、親鸞の曾孫に当たる人物であり、親鸞の廟堂を勅願寺にして、本願寺を名のり、自らを三代目として、親鸞からの血統制を引き、爾來世襲制が定着した。

そういう血統にとらわれる故か、著書、親鸞伝の「御伝鈔」には神の子孫であるとして、天児屋根の尊の子孫であることまで記している。

神祇不拌、世俗相対化の親鸞からは、考えられぬ事である。

覚如著、改邪鈔には、「それ出世の法においては五戒と称し世法にありては五常となづくる仁・義・礼・智・信を守りて、内心には他力の不思議を保つべきよし、師

資相承仕立てたてまつるところなり」とあり、生き方は、封建差別社会を支える儒教倫理の仁・義・礼・智・信を守って生きよと言うようになつてることにも親鸞の信心の喪失がうかがえる。

一、仏法理解について

十、存覚の信心
存覚は覚如の息子である。

存覚著、破邪顯正抄には、「仏法王法は一双の法なり。

鳥の二つの翼のごとし、車の二つの輪のごとし（中略）

このところの皇恩はことにおもし（中略）そうじては公家関東の恩化なりと信じ、別しては領主地頭の恩致なりと知る」

又、「この故に神明は擁護を一向専修の行人にたれ、行人は尊敬を一切諸神の明徳にぬきいづ、西方欣求の行者何によりてか神明を忽諸したてまつらんや。」
とあり、「封建社会を支え、神々を受け入れている。
親鸞滅後、このように変わつていった。

この延長上に蓮如がある故、それは当然、親鸞との隔たりは明らかである。

十一、親鸞と蓮如の対比

親鸞・・・阿弥陀仏や浄土への信仰と共に、阿弥陀仏や

浄土に、無我や慈悲を本質とする、真実をみいだし、この世の生き方については、阿弥陀仏や浄土の真実によつて、我執と慈悲にほど遠い、自己への慚愧と、権力支配差別社会への厭いと、その眞実化への願いに生かされるもの。

蓮如・・阿弥陀仏や浄土への信仰によって、この世の苦悩や、あの世の不安へのすくい（安心）がもたらされる事こそが一大事であり、この世の生き方については、世間通途（世間通り）。

二、信心の社会性について

親鸞・・・権力支配差別社会へのいとい

「仮の御名をもきき念佛を申して、ひさしくなりておはしまさん人々は、後世（この世とする異本がある）のあしきことをいとうしるし、この身のあしきことをばいと

候う。」

いすてんとおぼしめすしるしも候うべしとこそおぼえ候
へ

〔親鸞聖人御消息第一二通〕

蓮如・・・権力支配差別社会への容認

「ことにまづ王法をもつて本とし、仁義を先として、世間通途の義に順じて、云々」

〔御文章三帖一二通〕

「守護・地頭においてはかぎりある年貢所当をねんごろに沙汰し、そのほか仁義をもつて本とすべし」

〔御文章三帖一〇通〕

「また外には仁・義・礼・智・信をまもりて王法をもつて先とし云々」

〔御文章三帖一通〕

三、権力への態度

親鸞・・・妥協せず、絶対化せず

「余の人々（在地権力者）を縁として、念佛をひろめんと、はからいあわせたまうこと。ゆめゆめあるべからず

〔親鸞聖人御消息第一七通〕

蓮如・・・容認、従順

「王法を本とし、（中略）守護・地頭にむきては疎略なく云々」〔御文章三帖一三通〕

将軍、足利義政に四女を妾として提供

四、寺院形態

親鸞・・・わずかに小棟を上げた道場でよしとする。

〔覺如著、改邪鈔〕

蓮如・・・大伽藍、城郭寺院

山科本願寺評、「寺中、広大無辺莊嚴、只仏国の如し」〔水記〕

五、僧としてのありよう

親鸞・・・國家に統括される官僧の拒否、院号不要

〔非僧非俗、愚禿釈親鸞〕

狸皮、猫皮、熊皮、黒衣、墨袈裟を用い、被差別民衆

を「いし、かわら、つぶてのごとくなるわれら」同朋として生き、港の荷受けをしながら念佛したという、賀古の教信沙彌の如き生活をよしとし、死後は死体を賀茂河に流して魚に与えよといい、「弟子一人も持たず候」といった非權威主義的、非貴族主義的ありよう

蓮如・・・朝廷授与の官僧名「法印權大僧都大和尚位、兼寿」を八〇歳の記念に紙牌に大書

院号、信証院を親鸞以後初めて名告る。

蓮如の四一箇条の遺言中に「他人を養子にすること、一家のきずなり。今よりは、各その心得をなし、公私ともかくの如き次第堅く停止すべき事」とし、実悟記という蓮如逸話には、蓮如御一門、一家衆の椀として昔から下輩の者や他家には使わせぬ椀を興正寺の蓮秀がそれを使ったといって、曲事といい、平生より物を大事にしていた蓮如が、この時ばかりは、火吹き竹でうち碎いて末代、堅く申しつけたといったことが載せられている。

そのように、蓮如は、血統主義的、權威主義的思いが強い。

又、蓮如は死去の前、二度も自分の姿を諸万人に拝ませた上、遺言で遺体は薰香立ちこむる中に五色の法衣と袈裟をまとい念珠を巻いた腕を脇息にかけ、朱塗りの曲

禄に座つて門末に決別の礼をさせたとあり、權威主義的思いが強い。

六、女性観

蓮如・・・女性を固定的に罪深い者であるとの記述は見あたらぬ。

蓮如・・・「まず我が身は女人なれば、罪深き五障三従とてあさましき身にて、（中略）なお女人は罪深く疑いの心深きによりて云々
〔御文章一帖一〇通〕等たびたび、女性蔑視觀容認の記述あり。

「奉公女性への差別」（蓮如四一箇条の遺言）
「公方に召使われ候御女房衆を毎々犯し申す仁体これあり、言語の及ばざる狼藉なり。
あまつさえ女房に申しうくる事、一段の緩急なり。」

七、神への態度

親鸞・・・神祇不拝

「仏に帰依せば、ついにまたその余の諸天神に帰依せざれ」

「顕淨土真実教行証文類への引用文」（親鸞著）

「かなしきかなや道俗の良時・吉日えらばしめ大神地祇をあがめつつト占祭祀つとめとす」
「正像未和讃」（親鸞著）

蓮如・・・神祇容認（本地垂迹説）

「神明と申すは、それ仏法において信も無き衆生のむなしく地獄におちんことを悲しみおぼしめして、これをなにとしてもすぐわんがために、かりに神とあらわれて、いささかなる縁をもて、それをたよりとして、ついに仏法にすすめいれしめん為の方便に、神とあらわれたもうなり。」

〔御文書二帖3通〕

「南無拝志明神」「南無天満自在天神」という蓮如自筆といわれる神号の存在が確認されている。

八、その他蓮如の問題点

* 親鸞への重大な誤解

「まづ開山聖人の定めおかれし御徒のむねをよく存知すべし。その御ことばにいはく、（中略）また外には仁・義・礼・智・信をまもりて王法をもって先とし、内心にはふかく本願他力の信心を本とすべき云々」
〔御文書三帖十一通〕とあるが、親鸞にはこのような王法をもって先としというようなものは無かつた。

* 親鸞流罪の念佛彈圧の張本人、後鳥羽上皇の「無常講式」の引用による白骨の御文書制作

おわりに

人間が救済を求める方向に二つあり、一つに、苦悩や、不安へのすがりはとしての神仏等への信仰を求めるものと、苦悩のまっただ中で、何者にも依存せず、眞実とは何か、眞実の生き方とは何かと眞実開顕の道を求めるものとがある事を先に述べてきた。

本来、仏教は、浄土教といえども、本来、後者の眞実開顕の道（菩提心）を示すものであった。

この眞実開顕の道（菩提心）こそ仏教の本来性ところが、いつの頃からか、浄土教は、この眞実開顕の道（菩提心）を失って、いわゆるすがりはとしての、来世、阿弥陀仏信仰のみになつていった。

ということは、仏教の本来性の喪失であった。

親鸞は、その中で、時代的な制約上、信仰の形態はあるものの、真実開顕の道（菩提心）としての浄土教を明らかにし、仏教の本来性を回復した。

しかし、親鸞滅後、浄土教は、真実開顕の道（菩提心）としての姿を失い、また、来世、阿弥陀仏信仰のみに後戻りして、仏教の本来性を失ってしまった。

その仏教の本来性の喪失上に蓮如もあるということである。

思うに、一般的に、前者の、すがりはとしての信仰に、救済を求める人は多く、後者の、真実を求める、真実開顕の道（菩提心）に救済を見出す人は少ないということであろうか。

たとえそうではあっても、親鸞の信心、仏教の本来性を明らかにせねばならない。

ともかく、真実開顕の道（菩提心）といい、仏教の本来性といい、上述の菩提心信心といい、それを主体化して生きるというその中身が問われてくる。

今、世界大競争時代に向けて、国民負担は増大し、労働条件は悪化し、憲法を改訂して、正式の軍隊を持つ国にしようとの動き、また、自由主義史観とやらで、かつての侵略戦争を否定する、教科書批判等、国家の本能と

も言える、新たな富国強兵体制の動きの中で、より厳密に、平和、人権、環境、教育、福祉のありようが問われている。

そういう現在、仏教の今日的課題は、先ず、実証的、経典成立の研究成果をふまえて、従来の信仰中心の佛教を精算すべきであろう。

そしてその上で、仏教の原理原則である、無我、慈悲、を根拠にして、万物、生命、人間の尊嚴と平等を尊重する歩みとして、自己から、国家、民族、人類にまで内在する、エゴイズムに集約する、権力、武力、財力等、力の価値観からより解放される道を、より実践的に歩んでゆかなければと思うことである。

